

令和3年4月6日

第1回青森市農業委員会 定例総会議事録

青森市農業委員会

1. 開会日時： 令和3年4月6日（火）午後2時00分

2. 開会場所： アップルパレス青森 2階 ねぶたの間

3. 閉会日時： 令和3年4月6日（火）午後4時30分

4. 議 案

議案第1号 青森市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案第2号 青森市農業委員会運営協議会委員の選任について

議案第3号 令和3年度の主な事業計画について

議案第4号 「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び
「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について

議案第5号 農業者年金の加入推進活動について

議案第6号 全国農業新聞の普及拡大について

5. 報 告

報告第1号 事務局職員の任免について

報告第2号 令和2年度農業委員会活動実績について

6. 出席した委員の議席番号及び氏名（19名）

1番 秋谷 進	2番 安部 浩一	3番 一戸 昭憲
4番 大柳 建秀	5番 鎌田 清勝	6番 工藤 隆志
7番 窪寺 洋志	8番 齊藤 光朗	9番 澤田 今日一
10番 堤 武久	11番 豊川 明子	12番 長野 英雄
13番 中村 美喜雄	14番 成田 貴吉	15番 西澤 清光
16番 野口 友子	17番 福士 修身	18番 安田 昌樹
19番 山田 正樹	(以上19名)	

7. 欠席した委員の議席番号及び氏名（0名）

8. 来 賓

青森市長 小野寺 晃彦

青森市議会議長 長谷川 章悦

青森市農林水産部長 大久保 文人

9. 会議に従事した職員の職・氏名

事務局長 加藤 文男 事務局参事（事務局次長事務取扱） 竹内 芳

主 幹 堀内 和之 主 幹 工藤 武 主 幹 長谷川 亘

主 査 福岡 利和 主 査 山内 武志 主 事 沼田 宏貴

主 事 吉田 愛 専任員 玉熊 一美

10. 議事の概要

(開会、会長及び会長職務代理者の互選、議席指定、議事録署名、会期)

○事務局参事

ただ今から、令和3年度第1回青森市農業委員会定例総会を開会いたします。

《 開 会 》

○事務局参事

ただ今出席の農業委員は、定数19名中19名となっております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数に達しておりますので本会は成立しております。

今回は農業委員の任期満了後、最初に行われる総会となりますので、はじめに定例総会の招集者であります小野寺 晃彦青森市長から御挨拶を申し上げます。

小野寺市長、お願いいたします。

《小野寺市長 挨拶》

○事務局参事

続きまして、本日、御臨席いただいております御来賓の、長谷川 章悦青森市議会議長から、御祝辞を賜りたいと存じます。

長谷川議長、よろしくお願いいたします。

《長谷川議長 祝辞》

○事務局参事

ありがとうございました。

もうお一方御出席いただきました御来賓を御紹介いたします。大変失礼ながら、時間の都合により、御芳名のみでの御紹介とさせていただきます。

青森市農林水産部長 大久保 文人様でございます。御出席ありがとうございました。

ここで、小野寺市長、長谷川議長、大久保部長におかれましては、次の公務がありますことから、ここで退席となりますことを、お許しいただきたいと存じます。

皆様、どうぞ拍手でお見送りください。

《 来賓退席 》

○事務局参事

演台と議長席の準備をしますので、しばらくお待ちください。

《 議長席の準備 》

○事務局参事

それでは、会議に移らせていただきます。

議長は農業委員会会長が務めることになっておりますが、今回は農業委員の任期満了後、最初の総会で会長職が空席となっておりますので、まず会長を選出するための「臨時の議長の選任」が必要となります。

臨時の議長は、青森市農業委員会総会会議規則第7条に基づき、「農業委員の互選により選出された者」とされておりますが、これまでの慣例では、農業委員の年長者の中から臨時の議長を選任しておりますことから、今回は秋谷 進 委員にお願いすることで皆様いかがでしょうか。

《 異議なしの声 》

○事務局参事

皆様の同意をいただきましたが、秋谷 進 委員、お願いできますでしょうか。

《 本人の同意 》

○事務局参事

それでは、秋谷 進 委員には、議長席の方へお移りいただき、議事進行をお願いしたいと存じます。

《秋谷 進 委員 議長席に着席 》

○臨時議長（秋谷 進 委員）

暫時、臨時議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行に御協力のほどよろしくお願いたします。

では、最初に、「仮議席の指定」をいたします。

現在、皆様に着席いただいております席を仮議席として指定いたします。

なお、会議での発言については、総会会議規則第17条に基づき、挙手のうえ、議長の許可を得てから御起立いただき、席札の仮議席番号を告げて、発言するようお願いいたします。

では、次第に従いまして、進めて参ります。「青森市農業委員会 会長の互選」に入ります。互選方法など、事務局から説明してください。

○事務局

議案書の1ページ、次第の5にございます青森市農業委員会 会長の互選について、御説明いたします。

農業委員会会長につきましては、農業委員会等に関する法律第5条の規定により、委員の互選により選任することになっており、会長は会務を総理し、委員会を代表することになります。

互選にあたりましては、「青森市農業委員会選挙事務取扱規程」が適用となり、「単記無記名」の投票により行うこととなっております。

なお、「単記無記名での投票」とは、投票券に、自分の名前は書かずに、候補者1人だけの名前を書いて、投票するということです。

また、出席委員の全員に異議がない場合は、投票による選挙ではなく、指名推選の方法も採れることとなっております。

これまでの会長は、「東青地区農業委員会連絡協議会」の会長職、さらには、同協議会からの選任により、「一般社団法人青森県農業会議の常設審議委員」も兼任しておりました。

事務局からは以上です。

○臨時議長（秋谷 進 委員）

では、ただ今から「青森市農業委員会 会長の互選」を行います。

選挙の方法は、選挙事務取扱規程第7条により、単記無記名の投票によるとされています。

ただ、第12条には出席の農業委員全員に異議がないときは、指名推選によることができることとなっております。いかがいたしましょうか。

○8番（齊藤 光朗 委員）

指名推選で良いと思います。

○臨時議長（秋谷 進 委員）

いま、指名推選の声がありました。指名推選でよろしいでしょうか。

○2番（安部 浩一 委員）

私は立候補のほうが良いと思います。立候補がなければ指名推薦でも良いと思いますが、取り敢えずは立候補の形のほうがよろしいかと思えます。

○臨時議長（秋谷 進 委員）

それでは、会長職に立候補される方は挙手とともにご起立をお願いします。

また、推薦がある方は挙手の上、推薦される方の名前を申し出てください。

○8番（齊藤 光朗 委員）

会長に福士 修身さんを推薦いたします。

○臨時議長（秋谷 進 委員）

ほかにございませんか。

○2 番（安部 浩一 委員）

会長に立候補します。

○臨時議長（秋谷 進 委員）

ほかにございませんか。

《 な し 》

○臨時議長（秋谷 進 委員）

それでは福士委員。推薦をお受けしますか。

○17 番（福士 修身 委員）

はい。推薦をお受けいたします。

○臨時議長（秋谷 進 委員）

それでは、会長職候補者として福士委員と安部委員を候補者として選出します。
ほかにございませんか。

《 な し 》

○臨時議長（秋谷 進 委員）

それでは、候補者の受付を終了します。
会長職候補者として福士委員と安部委員を候補者として決定します。
ここで候補者となった方に所信を述べていただきたいと思ひます。
1 人 1 分程度でお願いします。
まず、五十音順で安部委員からお願いします。

○2 番（安部 浩一 委員）

ただいま会長に立候補しました安部と申します。私は 9 年間農業委員を務めて参りました。この度立候補に踏み切ったのは、長年農業委員を経験しながら 3 年間離れていましたけれども、その間いろいろ勉強することもありました。また変わらなければいけない、特にこういう農業環境が変わっていく中で変わらなければいけないということを実感いたしましたので、それを変えるためにもいままで培った知識・人脈を活用しながら、また小さい農家の意見をくみ取りながらも、正しい方向に農家の方を導

いていきたいと思っています。よろしくお願いします。

○臨時議長（秋谷 進 委員）

次に福士委員。よろしくお願いします。

○17番（福士 修身 委員）

福士修身といいます。長年青森市の農業委員会の会長をさせていただいております。

今後もわれわれ農業委員の力でさらに盛り上げて青森市の農業を繁栄させながら守るべきものは守るという心構えで頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（秋谷 進 委員）

これより選挙に移りますが、青森市農業委員会選挙事務取扱規程第3条に規定により、会場にいない委員は選挙に加わることはできません。

○臨時議長（秋谷 進 委員）

それでは、会場を閉鎖します。

事務局は、投票の用意をしてください。

農業委員の皆さんには、しばらくの間、お待ち願います。

《 投票用意 》

○臨時議長（秋谷 進 委員）

事務局から現在着席の農業委員数の報告を求めます。

○事務局

現在、着席の農業委員数は19名です。

○臨時議長（秋谷 進 委員）

この選挙に関わる農業委員は19名です。

事務局は、各農業委員へ投票用紙を配付してください。

《 投票用紙及び記入例配付 》

○臨時議長（秋谷 進 委員）

確認します。投票用紙の配付漏れはありませんか。

《 な し 》

○臨時議長（秋谷 進 委員）

投票用紙の配付漏れはないものと認めます。
事務局は投票箱を用意してください。

○臨時議長（秋谷 進 委員）

次に、投票箱に疑義がないか確認いたします。

《臨時議長：投票箱を確認》

○臨時議長（秋谷 進 委員）

事務局は、投票箱がカラであることを、投票者に示してください。

《 委員に対し空虚確認 》

○臨時議長（秋谷 進 委員）

投票箱がカラであることが確認されたものと認めます。
それでは、事務局から投票方法の説明を認めます。

○事務局

投票方法については、仮議席番号の順番にお名前をお呼びし順次、投票していただきます。

自席または投票箱の左側に設置した記載台の上で、記入例のとおり、投票用紙の「被選挙人氏名」の枠の中に、安部委員、福士委員のうち1名だけのお名前を書き、投票箱に投票して席にお戻りください。

なお、候補者以外に自分の氏名を書いたり、複数の候補者の名前を書いていた場合は無効となりますので、御注意ください。

○臨時議長（秋谷 進 委員）

次に、立会人の指名ですが、私から指名してよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

○臨時議長（秋谷 進 委員）

異議なしと認め、選挙の立会人は、仮議席番号3番 一戸 昭憲 委員、仮議席番号4番 大柳 建秀 委員を指名いたします。よろしく願います。

○臨時議長（秋谷 進 委員）

では、投票を行います。各農業委員は点呼に従い、順次、投票用紙に、候補者の氏名だけを記入のうえ、投票してください。

○臨時議長（秋谷 進 委員）

事務局に点呼を命じます。

《事務局参事：仮議席順に点呼》

《 投 票 》

○臨時議長（秋谷 進 委員）

確認します。投票漏れはございませんか。

《 な し 》

○臨時議長（秋谷 進 委員）

投票漏れは無いものと認め、投票箱を閉鎖し、会場の閉鎖を解きます。

○臨時議長（秋谷 進 委員）

直ちに開票に移ります。

立会人の一戸 昭憲 委員、大柳 建秀 委員はこちらへお越してください。

○臨時議長（秋谷 進 委員）

事務局は、開票作業をお願いします。

《 事務局：開票作業 》

○臨時議長（秋谷 進 委員）

開票が終了しました。

事務局から開票結果を報告してください。

○事務局長

それでは、御報告申し上げます。

なお、青森市農業委員会選挙事務取扱規程第 11 条の規定に基づき、当選には有効投票の 4 分の 1 以上の得票が必要になります。

では、選挙結果は発表します。

選挙委員数 19 名、投票数 19 票、投票率 100%

そのうち、有効投票数 19 票、無効投票数 0 票、投票率 100%

得票数につきましては福士委員 14 票、安部委員 5 票、無効票 0 票、計 19 票です。

最多得票数は、有効投票の総数の 4 分の 1 以上を満たしております。

以上です。

○臨時議長（秋谷 進 委員）

立会人の一戸委員、大柳委員にお聞きしますが、ただいまの事務局長報告について、開票の結果は間違いはないでしょうか。

○立会人

間違いありません。

○臨時議長（秋谷 進 委員）

それでは、開票結果により、最多得票数の福士修身委員を当選人と決定します。

当選人は本席から、青森市農業委員会選挙事務取扱規程第 13 条の規定により青森市農業委員会会長に当選したことを通知します。

○臨時議長（秋谷 進 委員）

では、私の役目はここまでとし、新会長には、議長席にお移りいただき、「就任のごあいさつ」をいただき、以降の議事の進行をお願いいたします。どうも、御協力ありがとうございました。

《 臨時議長 議長席から退席 》

○議長（福士 修身 会長）

再度会長に就任させていただくことになりました福士修身でございます。どうぞよろしく申し上げます。われわれ 19 名の農業委員に与えられた期間は 3 年間でございます。この 3 年間を実になるような農業にしたいと思っています。どうぞよろしくをお願いいたします。

○事務局参事

臨時議長の秋谷委員におかれましては、進行方、どうもありがとうございました。引き続き福士会長には、青森市農業委員会総会会議規則第 7 条の規定により、議長役をお願いいたしますが、少しの間準備が必要となりますので、皆様しばらくお待ちください。

○議長（福士 修身 会長）

では、会議を再開します。円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

なお、会議での発言については総会会議規則第 17 条に基づき、挙手のうえ、議長の許可を得てから御起立をいただき、議席番号を告げてから、発言するようお願いいたします。

次に次第に従いまして、「青森市農業委員会会長職務代理者の互選」に入ります。事務局から互選方法等を説明してください。

○事務局

議案書の1ページ、次第の5にございます青森市農業委員会会長職務代理者の互選について、御説明いたします。

会長職務代理者につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定に「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。」となっております。

互選にあたりましては、会長職と同様に「青森市農業委員会選挙事務取扱規程」を適用することになります。

事務局からの説明は以上です。

○議長（福士 修身 会長）

選挙の方法は、会長選挙と同様に単記無記名の投票によるとされていますが、出席の農業委員全員に異議がないときは、指名推選によることができるとされております。皆様いかがいたしましょうか。

○8番（齊藤 光朗 委員）

指名推選で良いと思います。

○議長（福士 修身 会長）

指名推選という意見がございましたが、御異議ございませんか。

○12番（長野 英雄 委員）

先程、会長選挙に2番安部浩一委員が立候補しましたが、会長職務代理者は選挙による選出が良いと思います。

○議長（福士 修身 会長）

再度伺いますが、職務代理者選挙に立候補するということによろしいですか。

○12番（長野 英雄 委員）

はい。

○議長（福士 修身 会長）

それでは選挙に立候補する委員は、挙手とともにご起立願います。

また推薦のある方は挙手の上、推薦される委員の方の名前を申し出てください。

○6番（工藤 隆志 委員）

15番 西澤 清光 委員を推薦いたします。

○議長（福士 修身 会長）

ほかにございませんか。

○2 番（安部 浩一 委員）

立候補ではないのですが、職務代理者候補に関してなんですが、今、女性の時代でもありますし、農業委員の中にも女性の役員がいないものですから、もし女性の方で職務代理者候補に立候補される方がいればと思っております。推薦という形でも、今2名の農業委員の方もおりますし、提案なんですけど今後は育てていくという意味でも皆さん考えていただけないかなと思っておりました。

○議長（福士 修身 会長）

それでは安部委員。推薦してください。

○2 番（安部 浩一 委員）

誰がいいかとなればよくわからないのですが、野口委員と豊川委員でいらっしゃるので。できれば豊川委員とかいいのかなあと思っております。私はそう思っています。もう一つよろしいですか。

ちなみに推薦については事前に話し合いで決まっているのですか。

○議長（福士 修身 会長）

いえ。そういうことはありません。

○2 番（安部 浩一 委員）

そうですか。それならいいのですが。何か決まり事があって調整されているのかと思ひまして。すいません。

○議長（福士 修身 会長）

それでは西澤委員。職務代理者としての推薦をお受けいたしますか。

○15 番（西澤 清光 委員）

はい。推薦をお受けいたします。

○議長（福士 修身 会長）

次に長野委員。よろしいですね。

○12 番（長野 英雄 委員）

はい。

○議長（福士 修身 会長）

最後になりますが、豊川委員はいかがですか。職務代理者候補として。

○11 番（豊川 明子 委員）

私は経験不足なので今回は。

○議長（福士 修身 会長）

ではご辞退ということよろしいですか。

○11 番（豊川 明子 委員）

はい。

○議長（福士 修身 会長）

それでは候補者の受付を終了いたします。

職務代理者候補者は西澤委員、長野委員の2名といたします。

ここで候補者になった方々の所信を述べる機会を設けたいと思います。

前に出て1分程度でお願いします。

まず最初に長野委員、お願いいたします。

○12 番（長野 英雄 委員）

皆さんはじめまして。よろしく申し上げます。今回はじめて農業委員の候補に推薦という形で、まさか自分がということでしたが選任されました。1年生で新人であります。よろしく申し上げます。農業委員についてはいくらか勉強していましたが、前職は申し訳ございません、皆さまのお役にあまり立てなかった農林水産省に長年おりました。

青森市の疲弊した農業について農業者の立場で皆さんとともに忠実で公正公平な委員活動をして会長をバックアップし、皆さんの意見をいっぱい取り入れて、私なりに頑張らせていただきたいと思います。委員の中で若いほうだと思うので、若い私をいっぱい使っていただければと思います。僭越ながらよろしく申し上げます。

○議長（福士 修身 会長）

次に西澤委員、お願いします。

○15 番（西澤 清光 委員）

推薦をいただきました西澤です。4期まで農業委員をやらせていただきましたが、今回5期目ということで、これからも会長をバックアップしてフォローしながら頑張りたいと思いますのでよろしく申し上げます。

○議長（福士 修身 会長）

これより選挙に移りますが、青森市農業委員会選挙事務取扱規程第3条に規定によ

り、会場にいない委員は選挙に加わることはできません。

○議長（福士 修身 会長）

それでは、会場を閉鎖します。

事務局は、投票の用意をしてください。

農業委員の皆さんには、しばらくの間、お待ち願います。

《 投票用意 》

○議長（福士 修身 会長）

事務局から現在着席の農業委員数の報告を求めます。

○事務局

現在、着席の農業委員数は19名です。

○議長（福士 修身 会長）

この選挙に関わる農業委員は19名です。

事務局は、各農業委員へ投票用紙を配付してください。

《 投票用紙及び記入例配付 》

○議長（福士 修身 会長）

確認します。投票用紙の配付漏れはありませんか。

《 な し 》

○議長（福士 修身 会長）

投票用紙の配付漏れはないものと認めます。

事務局は投票箱を用意してください。

○議長（福士 修身 会長）

次に、投票箱に疑義がないか確認いたします。

《議長：投票箱を確認》

○議長（福士 修身 会長）

事務局は、投票箱がカラであることを、投票者に示してください。

《 委員に対し空虚確認 》

○議長（福士 修身 会長）

投票箱がカラであることが確認されたものと認めます。
それでは、事務局から投票方法の説明を認めます。

○事務局

投票方法については、仮議席番号の順番にお名前をお呼びし順次、投票していただきます。

自席または投票箱の左側に設置した記載台の上で、記入例のとおり、投票用紙の「被選挙人氏名」の枠の中に、長野委員、西澤委員のうち1名だけのお名前を書き、投票箱に投票して席にお戻りください。

なお、候補者以外に自分の氏名を書いたり、複数の候補者の名前を書いていた場合は無効となりますので、御注意ください。

○議長（福士 修身 会長）

次に、立会人の指名ですが、私から指名してよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

○議長（福士 修身 会長）

異議なしと認め、5番 鎌田 清勝 委員、6番 工藤 隆志 委員を指名いたします。

《 議長発言の途中で9番 澤田 今日一委員より 》

○9番（澤田 今日一 委員）

議長。推薦人が立会人になることはちょっとおかしいんじゃないですか。

○議長（福士 修身 会長）

大変失礼しました。訂正します。5番 鎌田 清勝 委員、7番 窪寺 洋志 委員を指名いたします。よろしくお願いします。

○議長（福士 修身 会長）

では投票を行います。各農業委員は点呼に従い、順次、投票用紙に、候補者の氏名だけを記入のうえ、投票してください。

○議長（福士 修身 会長）

事務局に点呼を命じます。

《事務局：仮議席順に点呼》

《 投 票 》

○議長（福士 修身 会長）

確認します。投票漏れはございませんか。

《 な し 》

○議長（福士 修身 会長）

投票漏れは無いものと認め、投票箱を閉鎖し、会場の閉鎖を解きます。

○議長（福士 修身 会長）

直ちに開票に移ります。

立会人の鎌田清勝委員、窪寺洋志委員はこちらへお越してください。

○議長（福士 修身 会長）

事務局は開票作業をお願いします。

《事務局：開票作業》

○議長（福士 修身 会長）

開票が終了しました。

事務局から開票結果を報告してください。

○事務局長

それでは、御報告申し上げます。

なお、青森市農業委員会選挙事務取扱規程第 11 条の規定に基づき、当選には有効投票の 4 分の 1 以上の得票が必要になります。

では、選挙結果を発表します。

選挙委員数 19 名、投票数 19 票、投票率 100%

そのうち、有効投票数 19 票、無効投票数 0 票、有効投票率 100%

得票数につきましては

西澤委員 15 票、長野委員 4 票、無効票 0 票、計 19 票です。

○事務局長

最多得票数は、有効投票の総数の 4 分の 1 以上を満たしております。

以上です。

○議長（福士 修身 会長）

立会人の鎌田委員、窪寺委員にお聞きしますが、ただいまの事務局長報告について、

開票の結果は間違いないでしょうか。

○立会人

間違いありません。

○議長（福士 修身 会長）

それでは、開票結果により、最多得票数の西澤清光委員を会長職務代理者の当選人と決定いたします。

当選人は本席から、青森市農業委員会選挙事務取扱規程第 13 条の規定により青森市農業委員会会長職務代理者に当選したことを通知します。

それでは西澤委員は、会長職務代理者の席にお移りいただき、「就任のごあいさつ」をお願いいたします。

○西澤 清光 会長職務代理者

ただいま選出されました西澤です。

農業委員 4 期目のときに会長職務代理者になりまして、いろいろ福士会長をバックアップして頑張ってきました。

この経験を基に、さらに今後とも頑張って、今後も引き続き職代について頑張りたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（福士 修身 会長）

ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

次に「議席の指定」をいたします。

皆様には、仮議席に着席いただいておりますが、青森市農業委員会総会会議規則第 8 条 第 1 項の規定により、議長が議席を定めることとなっておりますので、現在の席を議席として指定いたします。

次に「議事録署名者の指名」ですが、議長から指名してよろしいかお諮りをいたします。

《 異議なしの声 》

○議長（福士 修身 会長）

異議なしと認め、議事録署名者は議席番号 1 番 秋谷 進 委員、議席番号 2 番 安部 浩一 委員を指名いたします。両委員、よろしくお願いします。

引き続き、会期を定めます。会期は本日 1 日と決定してよろしいかお諮りいたします。

《 異議なしの声 》

○議長（福士 修身 会長）

異議なしと認め、会期は本日 1 日と決定いたします。

それでは、これより議案の審議に入ります。議案第 1 号を議題とします。事務局からの議案の朗読と説明を求めます。

○事務局

議案書の 3 ページを御覧ください。

農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員会等に関する法律第 17 条の規定により、農業委員会が委嘱することとされており、委嘱にあたっては担当する区域を定めなければならないとされております。

議案書の 4 ページには、推進委員候補者 19 名及び担当する 19 区域を掲載しております。担当区域については、青森市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する規則で定められており、同規則により推薦及び応募で受付した方を、青森市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者選考委員会で審議し、選考された方を候補者として掲載しております。

委嘱期間については、本日令和 3 年 4 月 6 日から令和 6 年 3 月 31 日まで約 3 年となります。

事務局からの説明は以上です。

○議長（福士 修身 会長）

これより、農地利用最適化推進委員である区域番号 8 番荒川区域の審議を行うにあたり、山田 正樹 委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

《 山田 正樹委員退席 》

○議長（福士 修身 会長）

これより、農地利用最適化推進委員である区域番号 8 番について審議を行います。御質問や御意見がありましたら、どうぞ御発言ください。

《 な し 》

○議長（福士 修身 会長）

農地利用最適化推進委員である区域番号 8 番について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

《 異議なしの声 》

○議長（福士 修身 会長）

異議なしと認め、農地利用最適化推進委員である区域番号 8 番については、原案の

とおり決定いたします。

山田 正樹委員を入場させてください。

《 山田 正樹 委員 入場 》

○議長（福士 修身 会長）

これより議事参与制限があった、農地利用最適化推進委員である区域番号8番を除く本案について審議を行います。御質問や御意見がありましたら、御発言ください。

《 な し 》

○議長（福士 修身 会長）

それでは、お諮りをいたします。議事参与制限があった、農地利用最適化推進委員である区域番号8番を除く本案について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

《 異議なしの声 》

○議長（福士 修身 会長）

異議なしと認め、議案第1号については、原案のとおり決定いたします。

それでは、ここで農地利用最適化推進委員の委嘱状交付式を行うとともに、議案第2号で審議いたします「青森市農業委員会運営協議会委員の選任について」に係る運営協議会委員の候補者を農業委員および推進委員の皆さんでそれぞれ協議していただくため、暫時の間、会議を休憩といたします。

《 暫時休憩 午後3時12分 》

《 会議再開 午後3時53分 》

○議長（福士 修身 会長）

皆さんお揃いですので会議を再開します。議案第2号を議題とします。事務局から議案の朗読と説明を求めます。

○事務局

議案書の6ページを御覧ください。

運営協議会委員の選任につきましては、「青森市農業委員会の運営に関する規約」第2条第2項の規定により、その委員7人をもって組織することになっており、定例

総会で選任することになります。任期は3年となります。

農業委員会会長、会長職務代理者は同規約に基づき自動的に就任するほか、青森市農業委員会友交会会長が就任します。

本案では、農業委員から2人、農地利用最適化推進委員から2人を選任することになります。事務局からの説明は以上です。

○事務局

事務局から説明を補足いたします。

運営協議会につきましては、今の説明のとおり農業委員から2人、農地利用最適化推進委員から2人を選任していただくこととなりますけれども、農地利用最適化協議会につきましては、先ほど農業委員の協議会の委員として、会長から各ブロック2名を指名しましたが、その他に推進委員についても各ブロックから2名ずつ選出することとなっております。これにつきましては、後日、各ブロックでブロック部会を開催し決定させていただきたいと思っておりますので、本日は農業委員のみ各ブロックから2名ずつ選任となります。

よろしく申し上げます。

○議長（福士 修身 会長）

それでは先程の協議で選出された方々を事務局で一覧にまとめましたので、一覧表を配付してください。

《 事務局：青森市農業委員会役員一覧表配付 》

○議長（福士 修身 会長）

それでは運営協議会委員の候補者は、ただいま配付した一覧表のとおりです。

お諮りします。運営協議会委員の選任について、お配りした一覧表のとおり決定することに御異議ございませんか。

《 異議なしの声 》

○議長（福士 修身 会長）

異議なしと認め、お配りした一覧表のとおり決定いたします。

当選人には本席から青森市農業委員会選挙事務取扱規程第13条の規定により、青森市農業委員会運営協議会委員に選任したことを通知し、就任の承諾を求めます。

承諾いただけますか。

《 就任の承諾 》

○議長（福士 修身 会長）

ありがとうございます。

議案第2号につきましては、以上のとおり決定いたします。

○議長（福士 修身 会長）

次に、議案第3号を議題とします。

事務局から議案の朗読と説明を求めます。

○事務局

議案書の8ページを御覧ください。

「令和3年度の主な事業計画（案）」ですが、項目の1から12まで、順番に御説明いたします。

まず、1の『定例総会』につきましては、本日開催の第1回定例総会のほか、例年1月が開催時期でございますが、こちらは案件の有無によるため、予定としております。

2の『月例総会』につきましては、毎月10日前後に開催する予定で、①農地の権利関係等については毎月ここで審議します。②の関係機関に提出する要望事項の審議は6月に、毎年チラシを作成・配布しています③の農作業標準労賃に関するアンケートは7月に審議をし、決定は12月に予定しております。

3の『運営協議会』につきましては、定例総会の開催前などに運営協議会委員の皆様で、定例総会に付議する案件等について審議を行います。

4の『農地利用最適化協議会』につきましては、農地利用の最適化に向けた取組に資するため、必要に応じて開催します。

5の『遊休農地対策』につきましては、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携して利用状況調査を実施し、必要な指導並びに利用意向調査等を実施するものであります。

6の『農地あっせん会議』と7の『和解仲介会議』につきましては、これまでと同様に、個別の事案に応じて随時開催する予定となっております。

8の『青森県農業会議関係』につきましては、表の①から④に記載しているとおりとなっております。③ですが、令和3年度の青森県農業委員会大会は11月16日に、青森市で開催される予定となっております。

9の『農業者等との意見交換会』につきましては、市内各地域で開催される「人・

農地プランの見直しに係る話し合い」への取組を活用して行っていきたいと考えております。

10の『東青地区農業委員会連絡協議会関係』につきましては、青森市が事務局を担当しており、東青地区管内の農業委員会で連携し、東青地区農業委員会大会などの開催をしております。令和3年度の東青地区農業委員会大会及び研修会は、8月18日に平内町が幹事として開催する予定となっております。

11の『研修会等』につきましては、各種制度等に関する研修会、また、青森県10市農業委員会協議会がむつ市で予定されておりますほか、令和3年度は委員の任期初年度にあたるため、3年に1度の公費による当委員会主催の県外視察研修を予定しております。視察研修は通常であれば、7月に実施しているところですが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けるため、期日未定としております。ただし、コロナの状況が改善されない場合は中止となる可能性がございます。

12の『農業委員会活動』につきましては、農業委員、推進委員の皆様が、日常的に実施しております活動をもとに、「農業者年金への加入推進」と「全国農業新聞の普及推進」について、御尽力いただくとともに、『家族経営協定』の推進にも積極的に取り組む必要がありますので、情報提供などの御協力をお願いいたします。

また、令和元年度から「人・農地プランの実質化」への取組が進められ、農業委員会の役割として地域協議の場への参加や農業者の意向把握への協力が重要となっていることから、令和3年度についても引き続き、市の農業政策課とも連携していくこととなります。

事務局からの説明は以上です。

○議長（福士 修身 会長）

ただいま、事務局から説明がありましたが、これについて御質問や御意見がありましたら、御発言ください。

《 な し 》

○議長（福士 修身 会長）

それではお諮りいたします。

議案第3号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

《 異議なしの声 》

○議長（福士 修身 会長）

異議なしと認め、議案第3号については、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第4号を議題といたします。事務局から議案の朗読と説明を求めます。

○事務局

議案書の10ページを御覧ください。

「点検・評価」及び「活動計画」については、農地法の権限事務など、農業委員会が行った当該年度の主な活動実績、そして、次年度に向けた活動計画を、農業委員会の適正な事務実施のために、毎年、県に提出し各農業委員会ごとに公表しているものです。

10ページから17ページまでの別紙様式2が、令和2年度の活動実績を記載している「点検・評価」となっております。

10ページについては、農業の概要等であり、農業委員会の状況等を記載しております。

11ページは、担い手への農地の利用集積・集約化の実績についてです。「1 現状及び課題」に記載のとおり、令和2年3月までの集積面積は4,096.6haで、管内の農地面積8,430haに対する集積率は48.6%となっております。

13ページは、遊休農地に関する措置の実績ですが、「1 現状及び課題」の遊休農地面積（B）に記載のとおり、令和2年3月までの遊休農地は167haとなっております。令和2年度の解消実績は「2 令和2年度の目標及び実績」の解消実績の②に記載のとおり23haとなっております。

15ページは、農地法等の事務に関する点検で、令和2年度は、「1 農地法第3条に基づく許可事務」の処理件数が165件、「2 農地転用に関する事務」の処理件数が19件となっております。

17ページは、上段が地域農業者等からの要望・意見などについてで、12月に開催された「人・農地プランの見直しに係る話し合い」の中であった「要望・意見」として、ほ場整備に関する意見を記載し、その下に「対処内容」として、取組内容を記載

しております。

下段が事務の実施状況として、総会等の議事録のホームページへの公表についてと、国・県へ提出した1件の意見の概要等についての結果となります。

そして、18ページから20ページまでの別紙様式1が、令和3年度の目標を記載している「活動計画」となっております。

20ページの「遊休農地に関する措置」についての目標は、過去3か年の平均から、遊休農地の解消面積を16haとしています。また、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」における目標であります遊休農地ゼロを目指すほか、「違反転用への適正な対応」について記載のとおりとしております。

「点検・評価」及び「活動計画」につきましては、定例総会での承認の後、市のホームページで公表し、公表後に速やかに県に報告しておりますが、公表につきましては、農業委員会の上部団体である全国農業会議所のホームページでも、一覧で公表されております。

また、数値がまだ整っていない部分については事務局で調整後、公表する予定となっております。

事務局からの説明は以上です。

○議長（福士 修身 会長）

ただいま、事務局から説明がありましたが、これについて御質問や御意見がありましたら、御発言ください。

《 な し 》

○議長（福士 修身 会長）

それではお諮りいたします。

議案第4号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

《 異議なしの声 》

○議長（福士 修身 会長）

異議なしと認め、議案第4号については、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第5号を議題といたします。事務局から議案の朗読と説明を求めます。

○事務局

議案書の22ページを御覧ください。

農業者年金については、農業者に広く周知し、一人でも多くの新規加入者を確保することが課題となっております。

令和3年度は、第4期中期目標期間の後期2カ年がスタートし、新たな新規加入目標が2020農林業センサスの結果等を踏まえて設定される予定となっております。令和4年度末時点における「第4期中期目標」達成に向けて、後期2カ年の活動計画及び各都道府県の目標設定等を現在策定中でございます。

なお、青森市の令和3年度新規加入目標数も、現在、農業者年金基金及び青森県農業会議において策定中であり、4月中以降に市町村へ示される予定となっております。

次に、昨年度の取組内容については、計4点を記載しております。

取組の結果については、議案書23ページの4番に記載のとおり、令和3年3月1日現在の青森市内の被保険者数は55名で、そのうち新規加入者数は、目標数7名のところ、実績は青森地区1名、浪岡地区4名の合計5名で、加入勧奨中の者は、青森地区3名、浪岡地区9名となっております。

5番には「加入推進活動の課題」として、(1)制度の周知と普及から(3)実施体制までの3点、計10項目を記載しております。

以上を踏まえた、6番「令和3年度加入推進強化の取組み」ですが、

1点目として、広報媒体を活用すると共に、各種会合等の機会を利用して普及活動を実施し、2点目として、「加入推進名簿」を作成し、3点目として、各農業委員・農地利用最適化推進委員が、年間1人以上の新規加入者の確保を目標に、農協や事務局と一体となって、戸別訪問を実施すると共に、加入推進部長・農協担当者・事務局等を含めた加入推進対策会議を開催し、新規加入者確保に向けて、粘り強く活動していきたいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○議長（福士 修身 会長）

ただいま、事務局から説明がありましたが、これについて御質問や御意見がありま

したら、御発言ください。

《 な し 》

○議長（福士 修身 会長）

それではお諮りいたします。

議案第5号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

《 異議なしの声 》

○議長（福士 修身 会長）

異議なしと認め、議案第5号については、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第6号を議題といたします。事務局から議案の朗読と説明を求めます。

○事務局

議案書の26ページを御覧ください。

「農地利用の最適化」を進めるに当たり、情報提供活動は必要不可欠であり、その中核となる「全国農業新聞」の普及推進はますます重要なものとなっております。

2番に「普及目標部数」、3番に「購読部数の現状」を記載しております。青森市は普及目標の78部に対しまして、令和3年3月1日現在で71部と、普及目標を7部下回っている状況です。

4番に「重点普及対象」として、認定農業者や新規就農者など10の対象者を挙げておりますが、これを念頭に、27ページ5番の「農業委員会による普及拡大運動の取組み」を進めようとするものであります。

なお、新規普及部数を3部以上獲得した農業委員・農地利用最適化推進委員に対し、青森県農業委員会大会で『普及拡大特別賞』が授与されることとなっております。

当委員会におけるこれまでの普及拡大特別賞の実績ですが、令和元年度は2名、令和2年度につきましても2名の方が受賞しております。令和3年度も「全国農業新聞」の普及拡大のため、農業委員並びに推進委員の皆様にはより一層の御協力をお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

○議長（福士 修身 会長）

ただいま、事務局から説明がありました。これについて御意見や御質問がありましたら、御発言ください。

《 な し 》

○議長（福士 修身 会長）

それではお諮りいたします。

議案第6号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

《 異議なしの声 》

○議長（福士 修身 会長）

異議なしと認め、議案第6号については、原案のとおり決定いたします。

○議長（福士 修身 会長）

それでは、議案審議はここまでとし、報告事項に入ります。事務局から、報告事項の朗読と説明をお願いします。

○事務局

報告事項の1件目は「事務局職員の任免」についてでございます。

去る2月25日、令和3年度の人事異動案について人事課から協議があり、その後、農業委員会会長、事務局長にて検討した結果を人事課に提出いたしました。その後、3月22日に人事異動の内示があり、先日4月1日に発令された内容を報告するものです。

事務局からの説明は以上です。

○議長（福士 修身 会長）

ただいま報告第1号について報告がございました。御意見、御質問ありましたらどうぞ。

《 な し 》

○議長（福士 修身 会長）

無いようですので、事務局から新しい職員を御紹介いたします。

《 事務局長から職員紹介 》

○議長（福士 修身 会長）

ありがとうございました。

続いて、報告第2号に入ります。事務局から、報告事項の朗読と説明をお願いします。

○事務局

議案書の30ページを御覧ください。

最初に「農業委員会活動の概要」ですが、定例総会の概要について、議案と審議結果を議事録に基づき記載しております。次のページの、「2. 月例総会」では、始めに農地関係事務に関する年間の各法令別の処理状況を記載し、33ページと34ページに、月別処理状況を表で記載しております。

続く35ページから36ページには、農業振興関係事務の月例総会での審議概要を記載しております。

36ページには、「3」には運営協議会での2回の協議案件を記載のほか、「4. 農地パトロール説明会」、「5. 農地利用最適化協議会」、「6」は「農地利用最適化ブロック部会」の内容をそれぞれ記載しております。

37ページには、「7. 人・農地プランの実質化に向けた取組」ということで、農地中間管理事業等改正法で法定化されている、委員等の地域の話し合いへの参加状況を会場ごとに記載しております。

次の38ページには、「8. 家族経営協定の調印式」の開催実績、最後「9」に関しては会長等が出席した会議・研修について一覧にまとめ報告としておりますが、昨年度はコロナの関係で中止となったものが多くありました。

事務局からの説明は以上です。

○議長（福士 修身 会長）

ただいま報告第2号について説明がございました。何か御質問ありませんか。

《 な し 》

○議長（福士 修身 会長）

無いようですので、報告事項については以上といたします。

以上で予定された案件は、全て終了いたしました。

その他事務局から何かありませんか。

○事務局

《下記の配付資料について簡単な説明》
『青森市農業委員会に係る法令・条例・規程・規約等』
『農業委員会制度』
『信頼される農業委員会であるために』
『農地利用最適化推進委員の皆様をお願いしたいこと』

○議長（福士 修身 会長）

最後に委員の皆様から何かありましたらどうぞ。

○天内 輝明 推進委員

推進委員大杉地区の天内です。先ほど議案審議で2号議案が可決しましたけれども、運営協議会委員のほうの中に誤りがありまして。

先ほど集まってから話をしたときに推進委員2名ということで山内さんと出町さんを推薦したんですけれども、（出町さんでなく）私の名前になっているので間違いではないかと思うんですけれども。可決した案件ですけれどもよろしいですかね。

《 事務局に確認 》

○議長（福士 修身 会長）

大変失礼いたしました。出町さんでございました。大変すいません。

○事務局

大変申し訳ございません。資料のほう、次回月例総会の時に差し替え分を入れたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

○議長（福士 修身 会長）

他に御意見のある方はございませんか。

○議長（福士 修身 会長）

今、事務局の方から再度確認したとのことですのでちょっとお待ちください。

皆さん、訂正してもう一回お諮りしますか。それともそのペーパーの訂正だけでよろしいですか。皆さんにお渡ししたペーパーが事務局で誤りがありましたので。

《 複数の委員からペーパーの訂正でよいとの声あり 》

○議長（福士 修身 会長）

訂正、それでよろしいですか。はい。ではそのようにいたします。ありがとうございます。

○議長（福士 修身 会長）

その他ありませんか。

《その他発言なし》

○事務局

《「農地利用最適化業務活動日誌」について説明》

○議長（福士 修身 会長）

以上で議事を終了いたします。

皆様には、円滑な議事運営に御協力いただき誠にありがとうございました。

○事務局参事

福士会長、議事の進行、ありがとうございました。

それでは定例総会の最後になりますが、「青森市農業委員会憲章」の唱和をいたします。議案書の裏表紙を御覧ください。

まず会長が前文を朗読した後、各冒頭の「一、農業委員会は、」の部分を読み上げますので、会長の後に続きまして全員で御唱和していただきたいと存じます。

恐れ入りますが、農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様は、その場で御起立をお願いいたします。

それでは、福士会長よろしくをお願いいたします。

《 青森市農業委員会憲章 唱和 》

○事務局参事

皆様どうもありがとうございました。御着席ください。

最後に、閉会の宣言を西澤会長職務代理者からお願いいたします。

○西澤 清光 会長職務代理者

これもちまして、令和3年度第1回青森市農業委員会定例総会を閉会いたします。

《 閉 会 》

以上、農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により議事録を作成し、青森市農業委員会総会会議規則第 29 条第 2 項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長（会長） _____

1 番 _____

2 番 _____